

KEEP 20 TEETH TILL YOUR 80

80歳まで20本以上の自分の歯を保ちましょう

広島県歯科医師連盟

広島市中区富士見町11-6
TEL(082)241-8020
ホームページ http://hpdpf.jp

編集発行人 伊田博昭

ゆざき英彦後援会の発足決定

第58回県歯連盟評議員会

平成24年3月31日(土)午後5時30分より広島県歯科医師会館6階「ハモニーホール」に於いて標記評議員会が開催され、広島県歯科医師連盟ゆざき英彦後援会の発足が承認された。

氏名点呼の後、前谷照男副会長から開会の辞が述べられた後、川原正照議長(広島市)、中原裕穂副議長(呉)のもと会議宣言、議事録署名者に貝出泰範(佐伯)評議員、武本和久(東広島)評議員が指名された。

続いて山科透会長から「ご存知のように大変な社会環境の中で、税と社会保障の一体改革の中にあって、政権交代した民主党内で政府案として提出するといふ大きな動きがおきています。戦後日本社会は何もない中から一生懸命働いていろいろなものをつかんできました。日本人の勤勉さと向上心が戦後の経済復興を押し上げてきた訳です。ところがリーマンショックだけでなくオイルショック以降GDPにおいて

は、消費税を導入する以前はGDPが4%位あったものが消費税を導入した1987年頃から1%に近づきつつあるというところで2010年辺りにはマイナスのGDPということになってしまいました。そういった大変な状況の中で財源確保のために消費税増税の動きがあるわけですが、今までは経済が活性化していけば容易に成し遂げられることですが、世界経済の色々な状況を見て中々難しい問題を抱えています。ではここでどう対処したらいいのか、国もいろいろの意味で考え始めたところですが、その一つが税と社会保障のあり方ということになります。外国の色々な経済評論等が出てきていますけれど「One Eye Or Two Be」という言葉があります。今までのモノをつかむというよりも、やはり生きていくという喜びを実感できるような社会を作っていくべきだという考えを提唱しています。まさに歯科界もそういう意味で変わらなといけません。今までの点数よりも多くの社会保険点数を要求することは当然ありうることでありますが、限られた財源の中では難



第58回 県歯連盟評議員会 (3/31)

しい状況です。今回の改定で歯科は1.70%の改定率、財源としては470億円を確保できた訳ですが、これはやはり国民のための歯科医療、良質な歯科医療を提供するための財源確保でありま

す。またそのことが国民に理解されてこそ我々が要求した意義があります。ただ我々のためにだけの要求であったと取り扱われると、前回の診療報酬改定率2.09%のとき、朝日新聞が歯科界の独り勝ちだという批判を加えたこともありました。今回はそういったことが全くなく打ち捨てられた歯科界の不条理に基づいたいろいろな問題を解決するということもあって、国民に良質な医療を提供するという評価が得られた様に思います。今後この形を積極的に押し進めていく事も重要で、その一つにこういった連盟活動があるわけですが、今までは歯科医師会単独でそういった活動をしてきました。やはり国民へ連盟活動を通じながら国民に理解される立場を作らなければいけません。日歯連盟も日本歯科医師会と併せて政策協議を毎月1回実施しています。ご存知のとおり、歯科口腔保健の推進に関する法律が8月10日に公布されましたが、これにつ

いても石井みどり議員によつて基本的なベースが出来上がり、民主党の中で議員立法として成立した訳です。この基本は国民に理解される歯科医療を展開するにはどうしたらいいのか健診を踏まえ、その後の色んな活動の拠点となる口腔支援センター設置という所まで

広島県においても全国初の広島県口腔保健支援センターが県庁の中に設置されました。今後ここを中心にして歯科保健の充実が展開されるということと、3月1日に開所式があつたところです。国民に歯科治療を行なつても、う蝕の治療でただ詰めた、義歯を入れたというだけでなく、それが生活に関わっていく、生きていく上で喜びに関わっていくという流れを作り始める一つの起点となると思います。また広島県が初ということも意義が深いと思います。人が幸せだと感じることは経済的にある程度余裕がある、それから健康である、もう一つは希望が持てることです。医院経営が安定したものであるために社会保険がより充実しないといけません。国民が歯科治療によってより健康になっていくことが国民の最大の幸せにつながります。また生き延びていくという

変わりがつある歯科の状況が国民に理解されるような環境整備作りの為、これからの連盟活動を大きく動かしていきたいと思ひます。どうぞご協力をお願いいたします」と挨拶を述べた。

次いで報告事項に入り

報告事項

1号議案 平成24年度事業計画案の承認を求めると

2号議案 平成24年度会費賦課額並びに徴収方法に関する件

3号議案 平成24年度事業収支予算案の承認を求めると

4号議案 公職選挙候補者の推薦について承認を求めると

5号議案 広島県歯科医師連盟ゆざき英彦後援会発足の承認を求めると

6号議案 その他の案

全ての案件は挙手多数により可決決定した。最後に土江健也副会長の閉会の辞にて終了した。

平成24年度 事業計画

1. 基本方針

民主党政権発足後、3年目を迎えているが、衆参のねじれ現象を始めとする国政は益々混沌の度合いを深めている。

昨年3月の東日本大震災からの復興、沖縄米軍基地の移設問題、世界の経済危機に起因する深刻な円高、社会保障と税の一体改革等々、内政・外交ともに諸問題が山積している。

このような状況下において、昨年施行された、広島県歯と口腔の健康づくり推進条例並びに歯科口腔保健の推進に関する法律は理念法ではあるが、この成立に当たっては与野党問わず、積極的なロビー活動の成果であることは言うまでもない。

また、来夏施行の参議院議員選挙においても、職域代表候補者として本県推薦の石井みどり氏を引き続き擁立すべく強力に働きかけていきたい。
2. 事業項目
 - (1) 連盟員の相互協力体制の確立と団結力の醸成に関する事項
 - (2) 各都市支部並びに選挙区毎の連盟活動に対する支援に関する事項
 - (3) 連盟広報活動(連盟ニュース・通信、ホームページ)に関する事項
 - (4) 関係機関及び友好団体の医政問題に関する事項
 - (5) 日本歯科医師連盟との連絡調整に関する事項
 - (6) 各政党職域支部及び職域代表議員広島後援会の事業活動への協力に関する事項
 - (7) 推薦国会議員、地方議会議員及び首長選挙における本連盟推薦候補者に対する支援活動に関する事項
 - (8) 推薦国会議員、県議会議員、市町議会議員及び首長との連絡調整に関する事項
 - (9) デンタルミーティングの開催
 - (10) その他政治的問題に関する事項

広島県歯科医師連盟 ゆざき英彦後援会規約

- 第1条 広島県歯科医師連盟の中に、ゆざき英彦の政治活動を後援することを目的に広島県歯科医師連盟ゆざき英彦後援会を設置する。
- 第2条 本会の事務所を、広島県歯科医師連盟事務所内に置く。
- 第3条 本会は、広島県歯科医師連盟有志をもって組織する。
- 第4条 本会の目的を達成するため、総会、懇談会等を開催、その他必要な後援会活動を行うものとする。
- 第5条 本会は、原則として年1回総会を開催する。
- 第6条 本会に次の役員を置く。

会長	長
副会長	長
幹事	長
常任幹事	長
幹事	長
- 第7条 本会会長は、広島県歯科医師連盟会長をもってあて、その他の役員は会長に委嘱する。
- 第8条 本会に顧問を置くことができる。
- 第9条 本会の規約に定めない事項は、幹事会において決定する。

平成23年度

第2回理事会

平成24年3月31日(土)午後4時30分より広島県歯科医師会館4階、役員会議室に於いて標記理事会が開催された。

前谷照男副会長より開会の辞が述べられた後、山科透会長から「平成23年度第2回の連盟理事会というところでお集まり頂きました。ご存知のとおり、消費税、税と社会保障の一体改革の問題を今国会中に法案を通すように進めています。

昨日国民新党の政権離脱がありながら閣内における役員ポストはそのま

ま保持するということおかしな形となつており、国民新党も解体しそつになつてきています。民主党のなかにも小沢系列と2分した形となつて推移しております。まさに国を挙げての税と社会保障制度を系統的に保つていくにはどうすればいいのか方針を決める時期にありま

す。それと東電、震災に

来ないものが多く示されてきて、政府に対する信頼関係が壊れてきているわけですが、特に消費税の問題は国民に等しく負担が掛かるわけであり、その費用は社会保障に特化し使つていいますが、使い方に対して国民が政府に大きな信頼を置いているかという問題もありません。スウェーデンは国民が政府に信頼を置いていてからこそ大きな税負担があつても安心して納税をするという状況が出来上がっています。王子製紙においてトップの考

